

奈 政 行 第 57 号

平 成 23 年 9 月 15 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様  
同 石 原 俊 彦 様  
同 大 坪 宏 通 様  
同 井 上 昌 弘 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

## I. 少子化対応事業について

### 2. 次世代育成支援行動計画について

#### ① 行動計画の進捗状況は速やかに情報公開を行うべきである

(担当部署：子ども政策課（H22年度まで子育て課）、平成21年度包括外部監査の結果報告書29ページ)

#### 【監査結果】

市では、行動計画の進捗状況は事業ごとに措置の実施の状況を経年比較し、数値目標に対する達成度を評価する様式で一覧にしている。また、事業実施担当課が自己で評価するため、年2回開催される地域協議会に進捗状況を報告し、意見を取り入れることとしている。

しかし、行動計画に基づく措置の実施の状況は、毎年少なくとも1回は公表しなければならないにもかかわらず（次世代育成支援対策推進法第8条第6項）、現時点まで公表されたことがない。広く市民一般からの意見も取り入れるべく、しみんだよりやホームページに速やかに公表すべきである。

#### 【措置の内容】

平成20年度以前の達成状況については平成22年9月16日に、平成21年度は、平成22年12月にホームページで公開しました。平成23年度より、年1回進捗状況を報告します。